

産地パワーアップ事業の概要

■背景・課題

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、地域の強みを活かしたイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を緊急に実施する必要がある。

■政策目標

○担い手への集約やコスト低減技術の導入、集出荷施設等の再編合理化により、生産・出荷コストを10%以上削減

○品質向上や高付加価値化等により、販売額又は所得額の10%以上の増加 等

■主な内容

○地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定経費、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備に係る経費等をすべての農作物を対象として総合的に支援。

1. 整備事業
 - ・施設の整備
(補助率：1/2以内)
2. 生産支援事業
 - ・農業機械等の導入及びリース導入
(補助率：1/2以内、価格50万円以上)
 - ・生産資材の導入等
 - ・果樹の改植（補助率：定額）
 - ・高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材の購入経費
(補助率：1/2以内)
 - ・簡易な排水対策（暗渠排水等）に必要な経費（補助率：1/2以内）
3. 効果増進事業
 - ・事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等（会議開催経費、実証経費）
(補助率：定額1/2相当)

■実施体制

県

- ・都道府県事業実施方針の作成
- ・産地パワーアップ計画の審査
- ・都道府県事業計画の作成
- ・市町村へ補助金交付

市町村

- ・取組主体事業計画及び産地パワーアップ計画の審査
- ・取組主体へ補助金の交付

地域農業再生協議会

- ・産地パワーアップ計画の作成
- ・取組主体事業計画の承認

取組主体

- ・取組主体事業計画の作成

■事業の流れ

